

核物理研究センター図書委員会内規

第1条 核物理研究センター（以下「センター」という。）図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、センターの図書等の購入計画、その他図書室運営に関する事項を審議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究部門から選ばれた教員 若干名
- 二 センターより選出された附属図書館吹田地区運営委員会委員

2 前項第1号の委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員を招集し、その議長となる。

第5条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成6年7月15日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。